

北西部地域体育施設整備事業

設計・施工者選定 プロポーザル実施要領

1 趣旨

北西部地域体育施設整備事業（以下「本事業」という。）における、基本設計先行型 実施設計・施工一括発注方式（以下「DB方式」という。）の設計・施工業務受注者の選定にあたっては、設計・施工者の柔軟かつ高度な発想力・設計能力・施工能力や ZEB 化に向けた環境提案などを求めるために公募型の北西部地域体育施設整備事業 設計・施工者選定プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施し、本実施要領にて必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

北西部地域体育施設整備事業 設計・施工業務

(2) 業務内容

下記建設対象施設の実実施設計業務、施工業務、工事監理業務とする。

詳細は、北西部地域体育施設整備事業の要求水準書のとおりとする。

(3) 建設対象施設

新体育館及び本体に固定が必要なスポーツ器具、屋外スポーツ施設等

詳細は、北西部地域体育施設整備事業の要求水準書及び基本設計図書、基本設計説明書のとおりとする。

(4) 履行期間

契約日から令和9年10月29日(金)まで。また、提案により履行期間を短縮させることは差し支えなしとする。

業務別の履行期間は提案による。

(5) 提案上限金額

4,738,000千円（消費税及び地方消費税額を含み、税率は10%）この金額は提案上限であり、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものとする。

上記提案上限価格を越えた提案は失格とする。

(6) その他

・北西部地域体育施設整備事業 基本設計受託者及び協力企業は、本プロポーザルに参加できないものとする。また、共同企業体や協力企業となることも認めないものとする。

・基本設計説明会及び質疑応答を、北西部地域体育施設整備事業 基本設計受託者が行うことを予定している。

・本事業の推進にあたり、市はコンストラクションマネジメント業務（CM 業務）を発注する。

3 事務局

宇都宮市 魅力創造部 スポーツ都市推進課 スポーツ施設グループ 担当：田村，星

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号（宇都宮市役所7階）

電話：028-632-2753 FAX：028-632-2740

E-mail：u42001000@city.utsunomiya.tochigi.jp

※ 本プロポーザルに関する質問、技術提案書等の提出は、全て事務局に行う。

※ 受付時間は、平日午前9時から午後5時までとする。

4 スケジュール

項目	日程
実施要領等の公告・配布	令和6年5月8日(水)
参加資格の質問受付期間	令和6年5月8日(水)から5月14日(火)午後5時まで
参加資格の質問回答	令和6年5月20日(月)
参加申込書の受付期間	令和6年5月8日(水)から6月3日(月)午後5時まで
参加資格確認通知	令和6年6月7日(金)までに随時通知予定
技術提案書等の質問受付期間	令和6年5月8日(水)から5月20日(月)午後5時まで
技術提案書等の質問回答	令和6年5月29日(水)
VE 項目対話参加申込書の受付期間	参加資格確認通知の受領日から6月10日(月) 午後5時まで
VE 項目に対する対話の実施	令和6年6月20日(木)ごろを予定
VE 項目に対する回答	令和6年7月2日(火)
VE 項目対話の質問受付期間	令和6年7月5日(金)から7月11日(木)午後5時まで
VE 項目対話の質問回答	令和6年7月19日(金)
技術提案書等の受付期間	参加資格確認通知の受領日から8月6日(火)午後5時まで
一次審査結果通知	令和6年8月26日(月)予定
二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和6年9月2日(月)予定
契約締結及び選定結果通知	令和6年11月上旬予定

5 参加資格要件

参加事業者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たすこと。

(1) 単独企業で参加する場合

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく宇都宮市の入札参加制限を受けていないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- エ 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- カ 宇都宮市暴力団排除条例(平成23年宇都宮市条例第37号)第2条に定める暴力団、暴力団員またはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- キ 本市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。または、契約締結までに登録予定であること。
(施工業務に係る実績)
- ク 平成21年4月1日以降に竣工の、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事(以下「公共工事」という。)の実績を有すること。
- ケ 平成21年4月1日以降に竣工の体育館で、新築又は改築工事の施工業務の実績を有すること。なお、施工業務実績として認めるものは、単独企業又は共同企業体の代表者での実績とする。

- ※ 体育館：屋内でスポーツを実施するための施設であり，天井が高く，柱のない大空間を有している建築物（建築基準法別表第1（い）欄（Ⅲ）に該当する建物で「博物館」「美術館」「図書館」を除くものとする）
（設計業務に係る実績）
 - コ 平成21年4月1日以降に設計完了した公共工事の基本設計業務又は実施設計業務の実績を有すること。
 - サ 平成21年4月1日以降に設計完了した体育館で，新築又は改築工事の基本設計業務又は実施設計業務の実績を有すること。なお，設計業務実績として認めるものは，単独企業又は設計共同体の代表者（ただし設計施工業務の共同企業体は，設計業務を主で行った構成員であれば実績を認める）での実績とする。
 - ※ 体育館：屋内でスポーツを実施するための施設であり，天井が高く，柱のない大空間を有している建築物（建築基準法別表第1（い）欄（Ⅲ）に該当する建物で「博物館」「美術館」「図書館」を除くものとする）
 - シ 平成21年4月1日以降に設計完了した施設で，ZEB Ready, Nearly ZEB, 『ZEB』の認証を取得した施設（以下「ZEB 施設」という。）の，設計業務実績を有すること。なお，設計業務実績は，単独企業又は設計共同体の代表者（ただし設計施工業務の共同企業体は，設計業務を主で行った構成員であれば実績を認める）としての実績とする。または，ZEBプランナーを共同企業体の構成員もしくは協力事務所とすること。ZEBプランナー：一般社団法人環境共創イニシアチブに「ZEBプランナー」として登録されている事業者
- (2) 共同企業体で参加する場合
- ア 全ての構成員は5(1)ア～キの要件を満たし，かつ共同企業体として5(1)ケ～シを満たしていること。
 - イ 代表者の出資比率は構成員中最大かつ5(1)クに掲げる施工業務実績を有していること。
 - ウ 構成員は，プロポーザルにおいて参加する2以上の共同企業体の構成員になれない。
 - エ その他必要な事項は，北西部地域体育施設整備事業 共同企業体取扱要領による。
- (3) 配置予定技術者の要件
- ア 統括代理人及び現場代理人，監理技術者は，単独企業又は共同企業体の場合は代表者の組織に所属していること。
 - イ 統括代理人は，現場代理人又は設計管理技術者との兼任を認める。
 - ウ 統括代理人は，一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有していること。
 - エ 現場代理人及び監理技術者は，1級建築施工管理技士の資格を有していること。
 - オ 設計管理技術者及び建築主任技術者は，一級建築士の資格を有していること。
 - カ 構造主任技術者は，構造設計一級建築士の資格を有していること。
 - キ 設計管理技術者及び建築主任技術者は，単独企業又は共同企業体の場合は構成員の組織に所属していること。
 - ク 設計管理技術者，各主任技術者は，それぞれ1名で兼任しないこと。
 - ケ 監理業務管理技術者は，一級建築士の資格を有していること。
 - コ 監理業務管理技術者は，他の配置予定技術者と兼任しないこと。
 - サ 道路拡幅工事の設計業務に従事する技術者は，要求水準書（6）道路拡幅工事について（特記仕様書）第3条に記載のとおりとする。
 - シ 道路拡幅工事の施工業務に従事する技術者は，一級土木施工管理技士の資格を有していること。

(4) その他

次のア、イ、ウはプロポーザルに参加できない。また、プロポーザルへの参加事業者はア、イ、ウからプロポーザルに関し、直接又は間接に支援を受けてはならない。

ア 北西部地域体育施設整備 技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）の委員及びその家族

イ アに掲げる者が自ら主宰又は役員・顧問等として実質的に関係する組織に所属する者

ウ 北西部地域体育施設整備事業 基本設計業務受託者及びその協力会社

6 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加事業者は失格とする。

- (1) 技術審査委員会関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3) 実施要領等の規定に違反すると市長が認める場合
- (4) 指定する様式(以下「様式」という。)によらない場合
- (5) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (6) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
- (7) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (8) 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
- (9) 虚偽の記載があるもの又はすでに発表されたもの同一、若しくは盗用した疑いがあると認められる場合(契約締結後に事実関係が判明した場合においても、同様とする。)

7 現地確認

提案にあたり、現地確認を希望する場合は、以下の通りとし、事務局は同行しないものとする。

- (1) 受付期間
令和6年5月8日(水)から令和6年5月17日(金)まで
- (2) 現地確認可能日程
令和6年5月20日(月)から令和6年5月24日(金)まで
- (3) 事前調整
事前に、事務局に電子メールにて以下の内容を連絡すること。
 - ・ 希望日程(第2希望まで)
 - ・ 代表者の連絡先(携帯電話)
 - ・ 予定人数
- (4) 現地確認可能範囲
現在、建設予定地は公共用地ではないため立入禁止とし、道路から目視できる範囲とする。
- (5) その他注意事項
 - ・ 周辺道路の交通等に支障のないように実施すること。
 - ・ 原則として、事務局と調整した日程以外での現地確認は認めない。
 - ・ 現地確認時は参加事業者名等を特定することができる服装等を着装しないこと。

8 プロポーザル参加申込

(1) 参加申込方法

ア 配付期間

令和6年5月8日(水)から令和6年6月3日(月)午後5時まで

イ 配付場所

宇都宮市ホームページからダウンロードする。

トップページ暮らし>産業・ビジネス>入札情報>公募型プロポーザル>北西部地域体育施設整備事業設計・施工者選定に係る公募型プロポーザルの実施

(<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/koubo/index.html>)

ウ 提出期間

令和6年5月8日(水)から令和6年6月3日(月)午後5時まで

エ 提出先

事務局

オ 提出書類

No.	内容	様式	部数
1	プロポーザル参加申込書(単独企業)	様式02-1	各1部
2	プロポーザル参加申込書(共同企業体)	様式02-2	
3	共同企業体の構成(共同企業体の場合のみ提出)	様式03	
4	参加事業者の業務実績報告書	様式04	
5	特定建設工事共同企業体協定書 ※1		

※1 特定建設工事共同企業体協定書は令和6年6月21日(金)までに提出とする。

北西部地域体育施設整備事業 共同企業体取扱要領に従い作成すること。

カ 提出方法

事務局へ持参、郵送又は電子メールで提出すること。郵送の場合、一般書留又は簡易書留郵便とし、提出期限までに必着すること。郵送・電子メールの場合、発送・発信後に必ず、事務局まで電話連絡を行うこと。

なお、持参又は郵送の場合、提出はクリップ留めとすること。

電子メールでの提出書類は、全てPDF形式、及びWord形式で提出すること。

キ 貸与資料

以下の資料を貸与するものとし、資料の貸与を受ける場合は、様式17(守秘義務誓約書)を提出すること。貸与及び返却場所は事務局とする。

貸与は令和6年5月10日(金)午後1時からとし、貸与を受けた資料(電子データが保存された媒体)は、令和6年9月30日(月)までに返却すること。

- ・要求水準書及び添付資料
- ・基本設計図書及び基本設計説明書
- ・北西部地域体育施設整備に伴う地質調査業務委託 報告書
- ・北西部地域体育施設整備事業 測量業務委託 測量成果
- ・用地測量業務委託(北西部地域体育施設整備事業用地) 測量成果
- ・BMXトラックガイド
- ・北西部地域体育施設整備事業 設計・施工者選定 VE項目対話実施要領(以下「VE項目対話実施要領」という。)

(2) 参加申込書の作成及び記載上の留意点

ア プロポーザル参加申込書 単独・共同企業体（様式 02-1, 様式 02-2）

単独企業又は共同企業体の名称・代表者の名称等を記入の上、代表者印を押印すること。

※ 電子メールで送付する場合、印影も可とする。

イ 共同企業体の構成（様式 03）

共同企業体を構成する場合は、代表者、各構成員の事業者名、代表者氏名、所在地、連絡先、出資比率を記載する。

ウ 参加事業者の業務実績報告書（様式 04）

公共工事、体育館の施工業務及び、公共工事、体育館、ZEB 施設の設計業務についてそれぞれ業務実績を 1 件記載すること。公共工事、体育館の実績が複数ある場合は、本事業に最も近いと考えるものを記載し、ZEB 施設の実績が複数ある場合は、『ZEB』, Nearly ZEB, ZEB Ready の ZEB の定義の最も高いものを記載すること。記載した業務の契約書の写しや ZEB 認証を証明する書類も併せて提出すること。

9 参加資格の内容についての質問及び回答

(1) 提出先

事務局

(2) 提出方法

質問書（様式01）にWord形式にて記入し、電子メールに添付して提出すること。発信後には必ず事務局まで電話連絡を行うこと。なお、電子メール以外での質問の受付は行わない。

質問の受付期間：令和 6 年 5 月 8 日(水)から令和 6 年 5 月 1 4 日(火)午後 5 時まで

(3) 回答方法

令和 6 年 5 月 2 0 日(月)までに、宇都宮市ホームページにて公開する。回答内容は、公告資料への追加、修正として取扱う。

トップページ暮らし>産業・ビジネス>入札情報>公募型プロポーザル>北西部地域体育施設整備事業 設計・施工者選定に係る公募型プロポーザルの実施

(<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/koubo/index.html>)

1 0 参加資格確認通知

提出されたプロポーザル参加申込書等に基づき、参加資格要件を確認した結果を書面にて通知する。また参加資格要件を満たしている参加事業者には付与番号を提示するため、様式の必要箇所に記載をすること。

1 1 VE 項目対話参加申込書等の提出（詳細は VE 項目対話実施要領を参照すること）

(1) VE 項目対話の趣旨

VE 項目対話実施要領を参照

(2) 配付期間・配付場所

8(1)ア, イに掲げる期間・場所

(3) 提出期限

参加資格確認通知の受領から令和 6 年 6 月 1 0 日(月)午後 5 時まで

(4) 提出先

事務局

(5) 提出方法

事務局へ持参、郵送又は電子メールで提出すること。郵送の場合、一般書留又は簡易書留郵便とし、提出期限までに必着すること。郵送・電子メールの場合、発送・発信後に必ず、事務

局まで電話連絡を行うこと。

なお、持参又は郵送の場合、提出はクリップ留めとすること。

電子メールでの提出書類は、全て PDF 形式、及び Word 形式で提出すること。

(6) 提出書類

No.	内容	様式	部数
1	VE 項目対話参加申込書	様式 06	1 部
2	VE 項目一覧表	様式 07	8 部
3	VE 項目説明書	様式 08	8 部

(7) VE 項目に対する対話の実施日等

VE 項目対話参加申込書の提出をした参加事業者に、別途通知する

1 2 技術提案書等の提出

(1) 配付期間・場所

8(1)ア, イに掲げる期間・場所

(2) 提出期限

参加資格確認通知の受領から令和 6 年 8 月 6 日(火)午後 5 時まで

(3) 提出先 事務局

(4) 提出書類 (以下 1～8 を「技術提案書等」とする。)

No.	内容	様式	部数
1	提出届	様式 09	1 部
2	協力事務所の名称等 (協力事務所を参加させる場合)	様式 10	1 部
3	公共工事, 体育館及び ZEB 施設に係る業務実績報告書	様式 11	1 部
4	実績内容申告書	様式 12	1 部
5	業務実施方針書	様式 13	20 部 (A3 横)
6	技術提案書 1	様式 14	20 部 (A3 横)
7	技術提案書 2	様式 15	20 部 (A3 横)
8	提案価格見積書	様式 16	2 部
9	上記 1～8 の電子データ	CD-R 又は DVD-R	1 部

(5) 提出方法

事務局に持参又は郵送で提出すること。郵送の場合、一般書留又は簡易書留郵便とし、提出期限までに必着すること。郵送場合、発送後に必ず、事務局まで電話連絡を行うこと。

なお、提出にあたっては、様式 9 から様式 12 まで、様式 13 から様式 15 まで、様式 16 を資料ごとにまとめ、それぞれクリップ留めすること。

電子データは全て PDF 形式とし、別途 Word 形式、Excel 形式、PowerPoint 形式のいずれかの形式でも格納すること。

(6) その他

- ・ 様式13から様式15までについては、提出者を特定することができる事業者名等の内容（一般的に通用している社章，ロゴマーク等を含む。）を記載してはならない。
- ・ 要求した内容以外の書類，図面等については受理しない。

1.3 技術提案書等の内容及びVE対話についての質問の受付及び回答

(1) 提出先

事務局

(2) 提出方法

質問書（様式05）にWord形式にて記入し，電子メールに添付して提出すること。発信後には必ず事務局まで電話連絡を行うこと。なお，電子メール以外での質問の受付は行わない。

技術提案書等の質問受付期間：令和6年5月8日(水)から令和6年5月20日(月)午後5時まで

VE対話の質問受付期間：令和6年7月5日(金)から令和6年7月11日(木)午後5時まで

(3) 回答方法

技術提案書等の質問に対する回答は令和6年5月29日(水)までに，宇都宮市ホームページにて公開する。VE対話の質問に対する回答は令和6年7月19日(金)までに，参加事業者に回答を行う。

トップページ暮らし>産業・ビジネス>入札情報>公募型プロポーザル>北西部地域体育施設整備設計・施工者選定に係る公募型プロポーザルの実施

(<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/koubo/index.html>)

1.4 審査方法

プロポーザルの審査は，学識経験者及びスポーツ施設の関係団体の職員等で構成される技術審査委員会を設置し，二段階審査方式で実施する。

(1) 一次審査

参加事業者から提出された技術提案書等について，技術審査委員会にて書類選考を行い，二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。））対象者を選定する。一次審査の結果については，全ての参加事業者に書面をもって通知する。

(2) 二次審査

一次審査で選定された参加事業者に対し，業務実施方針及び技術提案書に基づき，ヒアリング等を実施する。技術審査委員会において技術提案書等，ヒアリング等を評価した上で，契約候補者を選定し，市長に報告する。なお，二次審査時に，一次審査における順位は持ち越さないものとする。

スポーツ都市推進課は，技術審査委員会にて選定された契約候補者について，入札参加審査委員会に付議するものとする。

市長は，入札参加審査委員会の議を経て決定された者を最も適した設計・施工者として特定する。

1.5 審査基準・審査委員

(1) 審査基準

実績，地域貢献，業務実施方針，技術提案及びヒアリング等の審査項目，審査の配点は以下のとおりとする。（詳細は様式12実績内容申告書による）

区分	審査項目		配点			
参加事業者 の実績	体育館の施工業務の実績 ※公共・民間問わず，1件まで		2.0	5.0		
	体育館の設計業務の実績 ※公共・民間問わず，1件まで		1.5			
	ZEBの認証を取得した施設の設計業務の実績 ※公共・民間問わず，1件まで		1.5			
技術者の 実績	統括代理人		業務実績	2.5	5.5	
	現場代理人		業務実績	1.5		
	監理技術者		業務実績	1.5		
	設計管理技術者		業務実績	2.5	13.5	
	主任 技術 者	建築		業務実績		1.5
		構造		業務実績，雇用形態		1.5
		電気		業務実績，雇用形態		2.5
		機械		業務実績，雇用形態		2.5
外構		業務実績，雇用形態	1.5			
土木		業務実績，雇用形態	1.5			
地域貢献 (市内事業者の参加促進)	施工者 ※基準が重複した場合，加算は行わない		市内施工者が単独又は共同企業体の代表者で参加	15.0	21.0	
			市外施工者が共同企業体の代表者で，市内施工者が共同企業体の構成員で参加	10.0		
	設計者		市内設計者が共同企業体の代表者又は構成員で参加	6.0		
業務実施 方針及び 技術提案	実施方針		業務遂行に向けた取組方針，各業務の技術者配置など取組体制	5.0	20.0	
			全体事業スケジュールの短縮と，遵守の方法	5.0		
			LCC低減への対応	5.0		
			コスト管理の体制と手法	5.0		
	技術 提案	テーマ1 利便性の高い，合理的な施設計画		利用者・運営者に快適で，維持管理しやすい建築設備計画	5.0	25.0
				コスト縮減を踏まえた，魅力的な大空間の構造計画	8.0	
				nearly ZEBを確実に実現するための省エネ＋創エネ計画	7.0	
				基本設計をよりよく実現するための外構計画（BMXコース，調整池，水路等）	5.0	

	テーマ2 品質・コスト・スケジュールを遵守した、効率的な施工計画	工期短縮，コスト削減の工夫をした施工計画（大スパンの施工，地盤高さの設定，水路切り回し，道路拡幅等）	10.0	25.0
		施工段階での品質確保の手法	5.0	
		リスクの抽出と，その対応（資材の長納期化，物価の高騰等）	10.0	
プレゼンテーション及びヒアリング				5.0
提案価格	提案価格が提案上限価格の90%未満			30.0
合計				150.0

(2) 技術審査委員

技術審査委員会は，次の5名の委員で組織する。

氏名	所属・役職
田代 哲郎	栃木県スポーツ協会 参事兼武道館 館長
中野 達也	宇都宮大学 地域デザイン科学部 建築都市デザイン学科 准教授
横尾 昇剛	宇都宮大学 地域デザイン科学部 建築都市デザイン学科 教授
川上 治美	宇都宮市 都市整備部 次長
大根田 友範	宇都宮市 魅力創造部 次長

※敬称略

1.6 二次審査（ヒアリング等）

(1) 実施場所

宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所庁舎内（詳細は別途通知）

(2) 実施日時

令和6年9月2日(月)（予定）（詳細は別途通知）

(3) 実施内容

技術審査委員会において，既に提出した技術提案書等の内容について説明し，その後，同委員会の質疑に回答する。

(4) 実施時間（予定）

説明時間：約20分 質疑応答：適宜

(5) 出席者

当該業務に予定する統括代理人，現場代理人，監理技術者，設計管理技術者，建築主任技術者は必須とし，その他各分野の主任技術者2名の合計7名以内とする。ただし，真にやむを得ない理由で出席できない場合は，代理者の出席及び指定された者以外の者の出席を認める。

出席者は参加事業者名等を特定することができる発言及び服装などを着装しないこと。また発言及び服装などの着装を行った場合は，失格とする。

(6) 結果の通知

二次審査対象者全員に書面で通知する。

(7) 非選定又は非特定理由の説明に関する事項

ア 非選定又は非特定理由の説明請求

本要領14(1)(2)により選定又は特定されなかった旨の通知を受けた者は，通知を受けた日の翌日から起算して5日（土曜日，日曜日及び祝日を除く。）以内に，次により非選定又は非特定理由について説明請求書を提出し説明を求めることができる。

- ・説明請求書の様式は自由とするが，A4版縦長で作成すること。
- ・提出先 事務局
- ・提出方法 持参，郵送又は宅配便，若しくは電子メール（いずれの方法でも提出期間内）

・市は、回答内容を技術審査委員会へ報告するものとする。

イ 非選定又は非特定理由の説明請求に対する回答

非選定又は非特定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により行う。

(8) その他

- ・ 二次審査は、提出した技術提案書等又は、技術提案書等に記載した内容のみ使用し、PowerPoint等にて説明すること。新たな内容の資料提示や動画は認めない。
- ・ 二次審査に使用するパソコンは参加事業者が各自用意するものとし、プロジェクター、スクリーンは事務局で準備したものを使用する。マウスやレーザーポインターは参加事業者が必要に応じて用意するものとする。なお、予備のプロジェクターの持ち込みは可能とする。また、模型の持ち込みは認めない。
- ・ 二次審査に出席しない場合は受託意思がないものとみなし、失格とする。

1.7 業務委託契約

(1) 見積徴取

市長が特定した者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とするものとする。ただし、契約候補者が指名停止等により資格を失ったとき、協議が整わなかったとき、又は事故等により見積書の徴取が不可能となった場合は、次点の者を見積書の徴取の相手方とするものとする。

(2) 見積書の上限額

随意契約の見積書の金額については、技術提案書等と併せて提出する提案価格の金額を上回ってはいけない。

1.8 その他

(1) 本手続において使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 参加申込書及び技術提案書等の作成、提出及びヒアリング等に関する費用は、参加事業者の負担とする。

(3) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び参加資格確認通知を受けなかった者は、技術提案書等を提出できない。

(4) 参加申込書及び技術提案書等の差し替え及び再提出は原則認めない。

(5) 参加申込書及び技術提案書等に記載された内容については、原則として提出後の内容変更を認めない。また、参加申込書及び技術提案書等に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得た場合には、変更を行うことができる。

(6) 参加申込書及び技術提案書等の提出は、1者につき1案とする。

(7) 技術提案書等の取扱いについて

- ・ 提出された技術提案書等を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 提出された技術提案書等の著作権は提案者に帰属する。
- ・ 提出された技術提案書等は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することができる。
- ・ 提出された技術提案書等は、宇都宮市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。ただし、今後事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する部分がある場合は、その具体的な理由を明示し、情報公開非開示理由書（様式18）を提出すること。